庁 議 案 件 No. 1 平成27年 2月 3日 所 管 総務局 行政部

件名	平成27年度組織改正(案)について		
経過・現状政 策 課 題	 ○ 景気は、緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境は改善傾向にあるが、少子高齢化や人口減少社会の進展による社会保障関係費の増加や地方税収入の減少など、地方自治体を取り巻く環境は、依然として予断を許さない状況である。 ○ 本市が将来にわたり持続的に発展していくためには、堺市マスタープランに基づく堺・3つの挑戦と市民が安心、元気なまち堺の実現に向けた施策の推進に資する簡素で効率的な組織体制の構築が必要である。 		
対応 方針 今後の取組 (案)	 ○「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、組織改正に取り組む。 ○ 4月1日からの新組織での事務執行に向け、今後、関係規程の整備を行う予定である。 【組織改正の概要】 (1) 重要施策の推進体制の強化・児童自立支援施設の整備の推進に向けた体制の強化・「自転車のまち堺」の実現に向けた体制の強化 など (2) 喫緊の課題への対応・子ども・子育て支援新制度の開始に伴う体制の整備 (3) 組織のスリム化・合理化・室の見直し・類似・関連組織等の見直し など 		
効果の想定	市民サービスの維持・向上に資する効率的かつ効果的な行政運営の確保が可能となる。 「組織数の比較」 現行 改正案(増減) 局 22 22(-) 部 90 87(▲3) 課 328 320(▲8) ・現行の組織数は、平成26年4月1日現在の数値 ・部には担当部長を、課には担当課長を含む。		
関係局との政策 連携	全庁		

平成27年度組織改正の概要(案)

1 全体方針

景気は、緩やかな回復基調が続いており、雇用・所得環境は改善傾向にありますが、 少子高齢化や人口減少社会の進展による社会保障関係費の増加や地方税収入の減少など、 地方自治体を取り巻く環境は、依然として予断を許さない状況にあります。

こうした中、本市が将来にわたり持続的に発展していくためには、堺市マスタープランに基づく堺・3つの挑戦と市民が安心、元気なまち堺の実現に向けた施策の推進に資する簡素で効率的な組織体制の構築が必要であります。

これまで本市では、「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織のスリム化・合理化」を基本的な方針として、組織体制を整備してきました。

平成27年度についても、こうした取組を継続し、市民サービスの維持・向上に向け、より一層効率的かつ効果的な行政運営に資する組織体制を構築するため、4月1日付けで次のとおり組織改正に取り組むこととしました。

2 改正の概要

(1) 重要施策の推進体制の強化

子ども青少年局

《組織改正案 9頁》

・ 困難を抱えた子どもの社会的な自立の支援に向け、児童福祉法に規定する児童自立支援施設の整備を迅速かつ円滑に推進するため、子ども青少年局に「児童自立支援施設整備室(部相当)」を設置します。

建 設 局 《組織改正案 12頁》

・ 堺市自転車のまちづくり推進条例の施行に伴い、「自転車のまち堺」の実現に向け、 自転車の利用促進や通行環境の整備と自転車をはじめとする交通安全に係る施策を 総合的に推進するため、土木監理課から交通安全に係る事務を自転車まちづくり推 進室に移管し、同室を「自転車まちづくり部」に部組織化します。併せて、自転車 まちづくり担当課長を「自転車企画推進課」に、自転車道整備担当課長を「自転車 環境整備課」に課組織化します。

教育委員会事務局 《組織改正案 17頁》

・ 中学校選択制給食の導入に向けた給食設備や小中学校の空調設備の整備の一元的 な推進に資する体制の強化を図るため、これらの業務を保健給食課と施設課から学 校環境整備室へ移管し、同室を「教育環境整備推進室」に改称します。

(2) 喫緊の課題への対応

子ども青少年局

《組織改正案 9頁》

・ 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、子ども・子育て支援給付等の新たな事務を円滑かつ効率的に推進していくため、保育部を「幼保推進課」と「幼保運営課」 に再編のうえ、「子育て支援部」に改称します。

(3) 組織のスリム化・合理化

ア 室の見直し

臨時又は特別の事務事業へ対応するために設置した室については、サンセット方式を徹底し、毎年度、目標の達成度や事業の進捗度を精査のうえ、見直しを行います。

財 政 局

《組織改正案 4頁》

・ 全庁的に徴収スキルが向上し、債権管理手法が構築されたことや国民健康保険料等の滞納債権の回収により未収金が減少したことから、今後は発生から完納まで一貫した債権管理を行うため、滞納債権に係る事務を各所管課へ移管します。併せて、債権管理に係る全庁的な指導、支援等に関する業務を税務部で担うこととして、債権回収対策室を同部と統合します。

イ 類似・関連組織等の見直し

類似、関連性の深い業務を所掌する組織等について、適正規模を考慮しつつ年次的に見直しを推進することにより、効率的な行政運営を図ります。

| 健康福祉局 |

《組織改正案 8頁》

・ 国民健康保険料の滞納債権に係る事務を、国民健康保険部門に移管するととも に、機能的な事務執行を図るため、保険年金管理課と保険徴収医療課を業務内容 に応じて「国民健康保険課」と「医療年金課」に再編します。

上下水道局

《組織改正案 16頁》

- ・ 泉北下水処理場と石津下水処理場の民間委託化に伴い両組織を廃止します。これに伴い、下水処理場等に係る業務の効率的な事務執行を図るため、下水道部に「下水道施設課」を設置するとともに、水質管理業務を下水道水質対策課に移管のうえ、同課を「下水道水質管理課」に改称します。
- ・ 下水道の私道等への普及促進について、効率的な事業推進を図るため、下水道 整備課を再編し、「下水道促進課」に改称します。

ウ その他(指定管理、事業所の見直し等)

市民人権局

《組織改正案 5頁》

人権ふれあいセンターを指定管理者による管理運営へ移行します。

健康福祉局

《組織改正案 8頁》

・ ちぬが丘診療所とちぬが丘障害者福祉センターの業務を終了することに伴い、「健康増進福祉センター」と「ちぬが丘診療所」を廃止します。

教育委員会事務局

《組織改正案 17頁》

- ・ 地域交流課の事業を人権ふれあいセンターの指定管理業務等へ移管することに 伴い、人権教育部を学校教育部と統合し、「人権教育課」を移管します。
- ・ 百舌鳥こども園を幼保連携型認定こども園から幼稚園型認定こども園に移行します。

平成27年度 組織改正(案)

(市長公室)

《 現 行 》 《改正案》 局相当組織 部相当組織 課相当組織 局相当組織 部相当組織 課相当組織 市長公室 秘書部 秘書課 市長公室 秘書部 秘書課 広報部 広報課 広報部 広報課 シティプロモーション 担当課長 担当課長 市政情報課 市政情報課 企画推進担当課長 企画推進担当課長 企画部 企画部 政策企画担当課長 政策企画担当課長 政策調整担当課長 政策調整担当課長 大都市政策担当課長 大都市政策担当課長 調査統計担当課長 調査統計担当課長 東京事務所 東京事務所

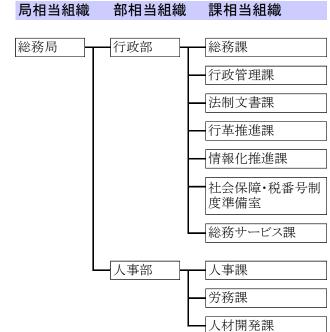
(危機管理室)

《現行》 《改正案》 部相当組織 課相当組織 課相当組織 局相当組織 局相当組織 部相当組織 - 危機管理担当課長 危機管理室 危機管理担当課長 危機管理室 防災担当課長 防災担当課長 災害対策担当課長 災害対策担当課長

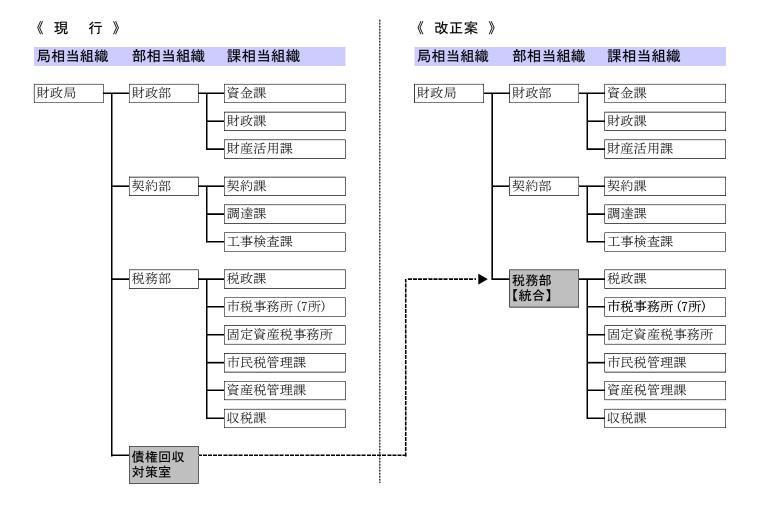
(総務局)

《現行》 局相当組織 部相当組織 課相当組織 総務局 行政部 総務課 行政管理課 法制文書課 行革推進課 情報化推進課 社会保障•税番号制 度準備室 総務サービス課 人事部 人事課 労務課

人材開発課



(財政局)



(市民人権局)

《現行》 《改正案》 局相当組織 部相当組織 課相当組織 部相当組織 課相当組織 局相当組織 市民生活部 市民人権局 市民生活部 市民人権総務課 市民人権局 市民人権総務課 消費生活センター 消費生活センター 戸籍住民課 戸籍住民課 市民協働課 市民協働課 生涯学習課 生涯学習課 公民館(6館) 公民館(6館) 人権部 人権企画調整課 人権部 人権企画調整課 人権推進課 人権推進課 平和と人権資料館 平和と人権資料館 男女共同参画推進課 男女共同参画推進課 男女共同参画 男女共同参画 推進担当部長 推進担当部長 管理課 人権ふれあ いセンター 【指定管理】 舳松人権歴史館 ちぬが丘スポーツセ

ンター

(文化観光局)

《現行》 《改正案》 局相当組織 部相当組織 課相当組織 局相当組織 部相当組織 課相当組織 文化観光局 観光部 観光企画課 文化観光局 観光部 観光企画課 観光推進課 観光推進課 スポーツ部 スポーツ推進課 スポーツ部 スポーツ推進課 スポーツ施設課 スポーツ施設課 国際部 国際課 国際部 国際課 アセアン交流推進室 アセアン交流推進室 文化部 文化課 文化部 文化課 文化財課 文化財課 博物館 学芸課 博物館 学芸課 みはら歴史博物館 みはら歴史博物館 世界文化遺 世界文化遺

産推進室

産推進室

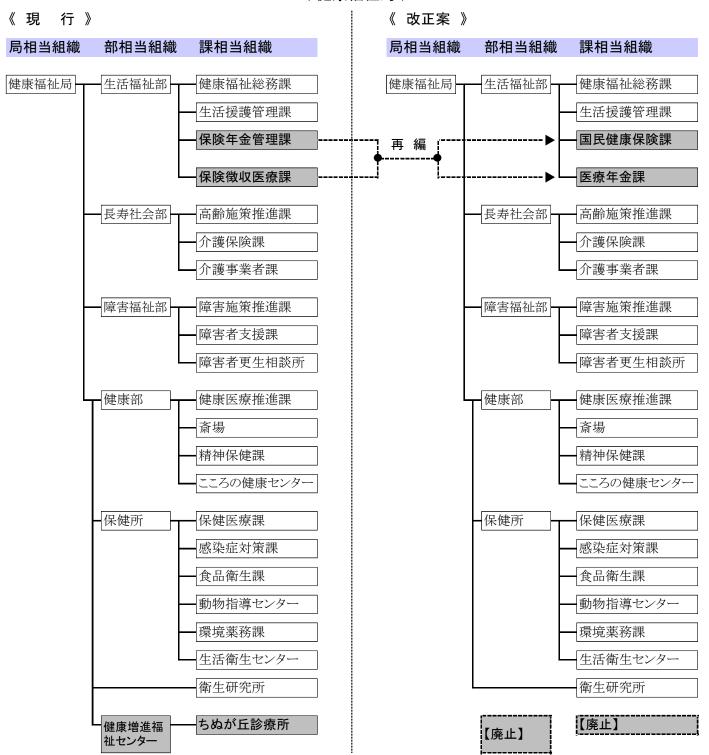
(環境局)

《 現 行 》 《改正案》 局相当組織 部相当組織 課相当組織 部相当組織 課相当組織 局相当組織 環境局 環境政策課 環境局 環境政策課 環境都市 環境都市 推進部 推進部 環境エネルギー課 環境エネルギー課 環境共生課 環境共生課 環境保全部 環境保全部 環境対策課 環境対策課 環境事業部 環境事業管理課 環境事業部 環境事業管理課 資源循環推進課 資源循環推進課 環境業務課 環境業務課 環境施設課 環境施設課 クリーンセンター クリーンセンター 管理課 管理課 東工場 東工場 浄化ステーション 浄化ステーション

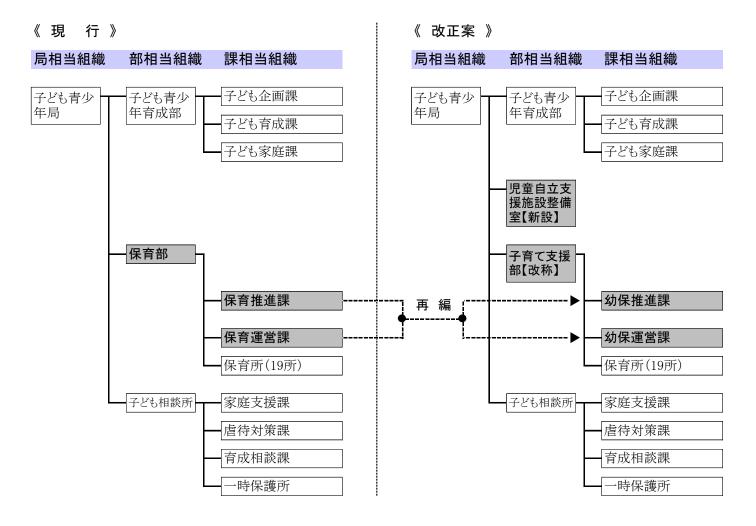
環境事業所

環境事業所

(健康福祉局)



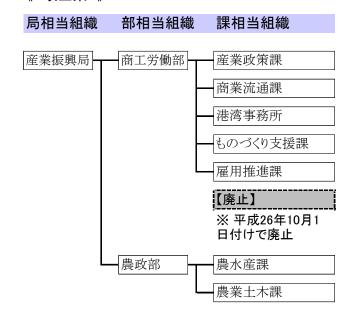
(子ども青少年局)



(産業振興局)

局相当組織 部相当組織 課相当組織 産業振興局 商工労働部 産業政策課 一商業流通課 港湾事務所 ものづくり支援課 雇用推進課 勤労青少年ホーム 農水産課

農業土木課



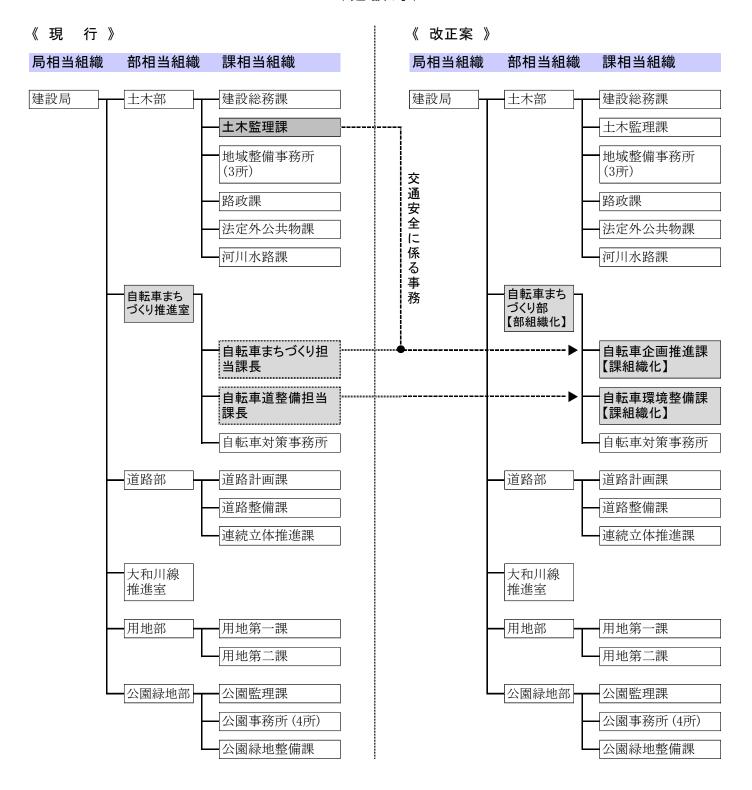
(建築都市局)

《現 行》 《改正案》 課相当組織 課相当組織 局相当組織 部相当組織 局相当組織 部相当組織 建築都市局 建築都市局 都市計画部 都市政策課 都市計画部 都市政策課 都市計画課 都市計画課 都市景観室 都市景観室 都心まちづくり課 都心まちづくり課 都市再生部 都市再生部 臨海整備課 臨海整備課 ニュータウン ニュータウン 地域再生室 地域再生室 交通部 交通政策課 交通部 交通政策課 公共交通課 公共交通課 都市整備部 都市整備推進課 都市整備部 都市整備推進課 鳳地区整備室 鳳地区整備室 住宅部 住宅まちづくり課 住宅部 住宅まちづくり課 住宅管理課 住宅管理課 住宅改良課 住宅改良課 大仙西地区整備室 大仙西地区整備室 建築部 建築監理課 建築部 建築監理課 建築課 建築課 設備課 設備課 開発調整部 建築安全課 開発調整部 建築安全課 宅地安全課 宅地安全課

耐震化推進室

耐震化推進室

(建設局)



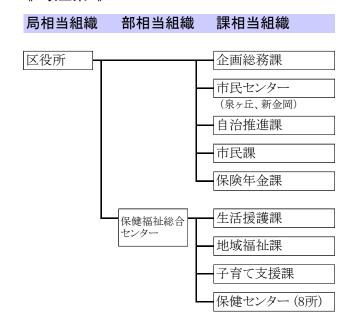
(区役所)

《 現 行 》

局相当組織 部相当組織 課相当組織 区役所 企画総務課 市民センター (泉ヶ丘、新金岡) 自治推進課 市民課 保険年金課 生活援護課 保健福祉総合 センター 地域福祉課 子育て支援課 保健センター (8所)

※堺区にあっては、生活援護課は 生活援護第一課及び生活援護 第二課

《改正案》

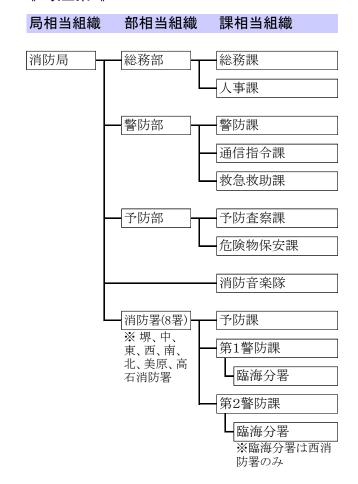


※堺区にあっては、生活援護課は 生活援護第一課及び生活援護 第二課

(消防局)

《現行》

局相当組織 部相当組織 課相当組織 消防局 総務部 総務課 人事課 警防部 警防課 通信指令課 救急救助課 予防部 予防査察課 危険物保安課 消防音楽隊 消防署(8署) 予防課 ※ 堺、中、 第1警防課 東、西、南、 北、美原、高 石消防署 臨海分署 第2警防課 - 臨海分署 ※臨海分署は西消 防署のみ

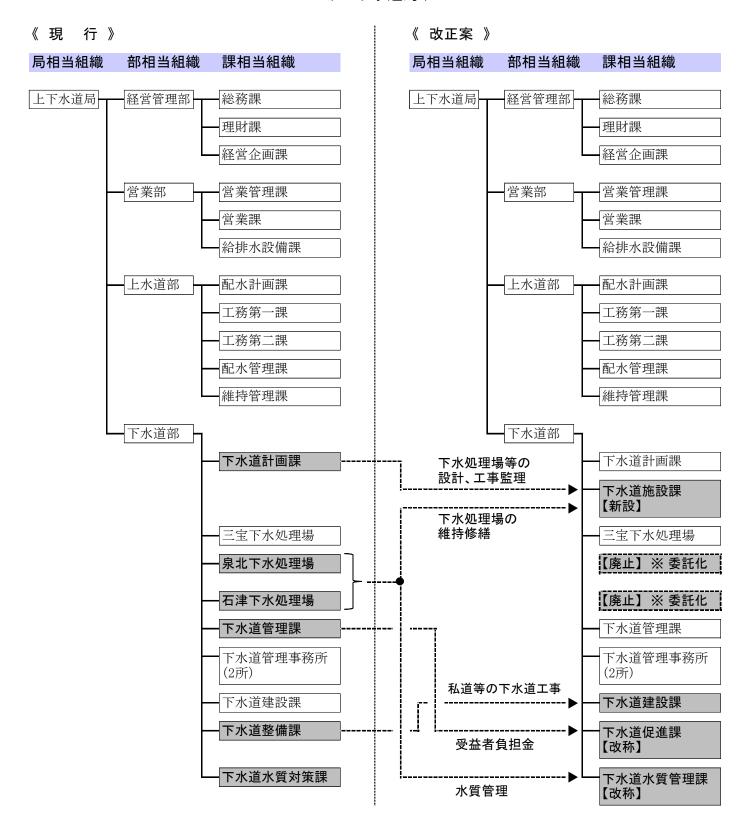


(会計室)

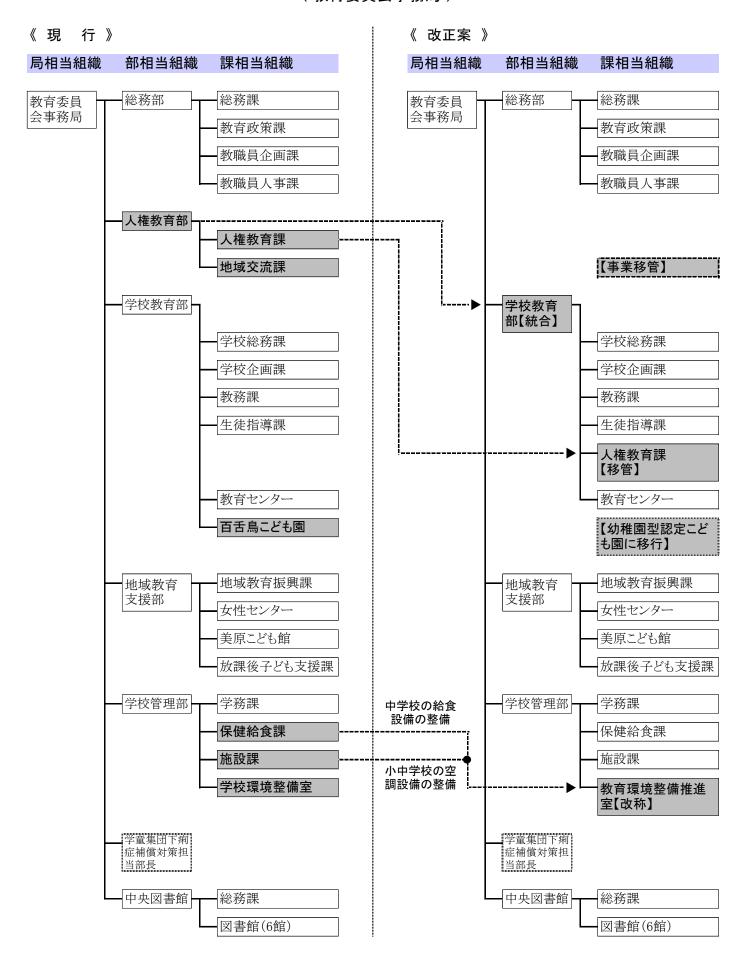
《現行》

局相当組織	部相当組織	課相当組織
(会計管理者)——	会計室	出納課審査課

(上下水道局)



(教育委員会事務局)



(行政委員会・議会)

《現行》

局相当組織 部相当組織 課相当組織 選挙管理委員 会事務局 区選挙管理委 員会事務局 監査委員事務 監査課 局 農業委員会事 務局 人事委員会事 務局 議会事務局 総務課 議事課 調査法制課

